

明和児童クラブだより

第1号
2023年4月12日 発行
(文責) 鷲頭

今年度もよろしくお願ひいたします。!

新しい建物で新年度がスタートしてから2週間になろうとしています。明和児童クラブでは、今年度も職員の入替わりがあり、以下のようなメンバーで児童の支援にあたっております。今年度もどうかよろしくお願ひします。



所長・鷲頭 一郎 (わしず いちろう) **主任・原澤 洋一** (はらさわ よういち)

支援員 (五十音順、※現在はお休みしている職員も含まれます)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・石田 由香里 (いしだ ゆかり) | ・伊藤 美枝子 (いとう みえこ) |
| ・奥原 勝 (おくはら まさる) | ・越谷 由里子 (こしがい ゆりこ) |
| ・齊藤 晴美 (さいとう はるみ) | ・坂口 好孝 (さかぐち よしたか) |
| ・重田 いつ代 (しげた いつよ) | ・杉下 友香 (すぎした ゆか) |
| ・須藤 誓子 (すとう ちかこ) | ・関口 美佐江 (せきぐち みさえ) |
| ・西井 直美 (にしい なおみ) | ・船津 祐一 (ふなつ ゆういち) |

兼務職員 (幼稚園または法人本部の仕事を兼務しています。)

副園長・寺島 忠 (てらじま ただし) 事務・鈴木 靖暁 (すずき やすあき)

※長期休業日には、上記の職員以外に、10～15名の職員が児童の支援にあたる予定です。

連絡やお願ひ

1. 新型コロナ対策について 新年度からは、学校や幼稚園では、基本的にはマスクの着用を求めないことになっております。しかしながら、児童クラブにおいては、マスクの着用を求められることのできる国の方針もあり、**明和児童クラブでは、当分の間は、マスクの着用も含め、今までどおりの感染予防対策を実施して行く予定**です。新型コロナ感染によって、児童クラブが休所になることは絶対に避けなければならないという考えにたつての方針ですので、ご理解いただけますようお願いいたします。

2. お迎え時の居残り自粛について 保護者の方がお迎えに見えて記録簿に記名していただいているから居残りで遊んでいる児童が時々みられます。帰りたくない子どもたちに思ってもらえることは児童クラブとしては大変ありがたいのですが、以下のような問題点もありますので、**特別な事情がない限りは、すぐに帰宅していただくよう居残りの自粛についてご協力**をお願いいたします。

問題点① いちばん大きいのは管理上の問題です。記録簿に記名していただいた時点で児童は**児童クラブの管理下外**になります。管理課外になった児童に対しての指導は職員はできませんし、傷害保険も適用外となります。また、管理下にある児童とそうでない児童が混在することで、職員の見守りや指導・支援に支障を来す恐れがあります。

問題点② 様々な職場からお迎えにお越しいただいている保護者の皆様が居残り集まってしまうと、新型コロナの感染対策の面からも大変心配な状況になります。

問題点③ 教育上好ましくないこと。子どもに押し切られて居残りを認めているとするとそれは甘やかしに当たり子育ての視点からもマイナスです。児童クラブの職員は、わがままな子にはしないように日々心がけているつもりです。

3. お迎え時の準備について ランドセルなどの帰りの準備は、児童クラブでは、できるだけ児童本人にさせるようにしていますが、お急ぎのお迎えの時は、一声かけていただければそのように対応します。外で児童が遊んでいる時は、児童に声をかけていただいているから児童と一緒に部屋にお越しいただき、児童が帰りの準備をするのを待っていただければ幸いです。

4. 明和児童クラブへの苦情や相談の窓口等について 今年度も明和児童クラブへの苦情や相談の窓口については、裏面の「令和5年度苦情申出窓口の設置等について」のようになっておりますので、**裏面をご確認ください**。

保護者 様

学校法人平方学園
明和児童クラブ
所長 鷺頭 一郎

令和5年度 苦情申出窓口の設置等について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本児童クラブに対して、ご理解ご協力いただきまして、感謝申し上げます。

さて、本児童クラブでは、社会福祉法第82条の規定により、保護者からの苦情に対応する体制の整備につき今年度も努めております。

つきましては、担当者や解決方法を下記のとおり定め、苦情解決に努めることといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 苦情解決責任者 鷺頭 一郎 (所長) TEL027-212-0078
2. 苦情受付担当者 原澤 洋一 (主任) //
3. 学園本部 TEL027-386-5640
4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

(2) 苦情受付の報告・確認

担当者が受け付けた苦情を解決責任者と学園本部に報告します。(苦情申出人が学園本部への報告を拒否した場合を除く) 学園本部は内容を確認し、苦情解決責任者と対応を協議します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、必要に応じて、学園本部の助言や立会いを求めることができます。

5. 相談窓口について

(1) 相談担当者

原澤 洋一 (主任) または 鷺頭 一郎 (所長)

(2) 相談の受付曜日及び時間等

月曜日～金曜日の午後1時～2時30分 及び 午後3時30分～6時30分
TEL 027-212-0078

(3) 「ご意見箱」について

玄関の近くか保育室の入り口の近くに、今年度も「ご意見箱」を設置する予定ですので、直接お話ししにくい場合などにご活用ください。苦情以外のご意見も大歓迎です。

(4) 前橋市の児童クラブ担当

前橋市こども施設課 TEL027-220-5706